

# クリエイティブ人材成長支援および案件コーディネート業務 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1. 目的・趣旨

神戸市内のクリエイティブ人材が持続的に成長し、国内外の企業との取引機会の拡大を図ることを目的とする。クリエイティブ案件（※）の発注企業等と受注者のクリエイティブ人材の新たなマッチング事業を展開するとともに、海外企業とのマッチング機会を試験的に設け、海外進出の可能性やニーズを把握する。

※複数のクリエイターで制作する中～大規模案件（ブランディング、ホームページ制作）を想定

## 2. 業務内容に関する事項

### (1) 業務名称

クリエイティブ人材成長支援および案件コーディネート業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 契約金額の上限

4,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

また、本件にかかる令和8年度神戸市予算が成立しない場合は、本公募に基づく契約を締結しないことがある。

### (6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払うこととする。

## 3. 応募者資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本社又は本店所在地が神戸市内にあること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (10) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

#### 4. スケジュール

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| (1) 公募開始             | 令和8年2月16日（月）     |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 令和8年3月5日（木）17時必着 |
| (3) 質問に対する回答         | 令和8年3月12日（木）予定   |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限   | 令和8年4月2日（木）17時必着 |
| (5) 選考審査会            | 令和8年4月7日（火）予定    |
| (6) 選定結果通知           | 令和8年4月中旬予定       |
| (7) 契約締結             | 令和8年4月中          |

#### 5. 応募手続きに関する事項

##### (1) 参加申請関係書類、質問票の提出

- ア. 受付期間 令和8年3月5日（木）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8に記載の担当部署のメールアドレスにデータ（PDF）で提出  
なお、電話等による質問は受け付けない。
- ウ. 提出書類 ①参加申込書（様式1号）  
②参加資格確認書（様式2号）  
③団体概要（様式3号）（直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可）  
④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書【写し可】  
⑤納税証明書（国税）及び納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】  
⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4号）  
⑦共同企業体結成届出書（様式5号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）  
⑧質問票（様式6号）

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について上記の③～⑥を提出すること

※④⑤は、提出日時点から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、上記④⑤の提出は省略可能。

(2) 質問への回答

- ア. 回答時期 令和8年3月12日（木）予定
- イ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて回答する。
- ウ. その他
  - ・質問者への情報については公表しない。
  - ・回答については、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 令和8年4月2日（木）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8に記載の担当部署にメールアドレスにデータ（PDF）で提出
- ウ. 提出書類
  - ①企画提案書（様式不問）
    - 下記の内容を必ず含めること。
      - ・事業実施提案（別紙仕様書に記載している業務内容）
      - ・同種業務の実績
      - ・業務実施体制（指揮命令系統や業務の管理責任者が明示されていること）
    - ②見積書（様式自由）
    - ③その他補足資料（任意、様式自由）

## 6. 事業者の選定及び結果の通知

(1) 事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）

- ア. 日付 令和8年4月7日（火）予定 ※詳細は応募者に別途通知
- イ. 場所 三宮ビル東館内
- ウ. 内容
  - ・企画提案書によるプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）
  - ・説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
  - ・説明の際は、事前に提出のあった企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(2) 選定方法

- ア. 事業者選定にあたっては、審査員が、応募者によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。なお、各審査員の採点の合計が総合点数の60%以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- イ. 参加申込者が1者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が60%以上の場合は、契約の相手方の候補者とする。
- ウ. 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- エ. 合計点が同一の事業者が複数いる場合は、内容点のうち「I. 業務実施、提案内容に対する評価」における各選定委員の点数の合計が最も高い事業者を契約の相手方の候補者とする。
- オ. 評価の視点は以下のとおり（別紙参照）
  - I 業務実施、提案内容に対する評価 【50%】
  - II 業務遂行能力、事業実施体制 【40%】
  - III 価格点 【10%】

カ. 契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、次点の評価を受けた事業者から順に契約締結の協議を行う。

キ. 審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(3) 選定結果の通知・公表

令和8年4月中旬を目途に、神戸市ホームページ上で公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。なお、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

7. その他

- (1) 本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式7号）」を本要領8の担当部署までメールで提出すること。

8. 担当部署・連絡先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館7階

神戸市経済観光局新産業創造課 中村・松下

【Eメール】 [shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp)

(別紙)

評価項目	採点基準	配点
I. 業務実施、提案内容に対する評価		50
企画内容・募集方法	多くのクリエイターや企業の参加が見込めるようなイベント設計及び募集方法になっているか。	20
案件コーディネート	クリエイターと企業の協業が生まれるような工夫があるか。円滑に進められる体制になっているか。	10
支援体制	クリエイターや企業に対して、必要なサポートやフォローが適切に実施できる体制になっているか。	10
事業の継続性	本業務を起点として、企業との協業や受発注、さらに海外案件の獲得につながる見込みや、継続性のある取り組みの提案になっているか。	10
II. 業務遂行能力・実施体制に対する評価		40
実績	業務全体を統括する管理責任者及び担当スタッフについて、本事業を実施するにあたって十分な実績を有しているか。市内外の企業やクリエイターと接点を持っているか。	20
実施体制の確保	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	20
III. 價格点		10
見積金額	価格評価点=10点満点×(最低提案価格/事業者の提案価格) ※小数点第1位四捨五入	10
合計		100